

法教育の普及・促進に向けた法務省の取組

【法教育研究会】（平成 15 年 7 月発足）

- 司法制度改革審議会意見で「司法教育の充実」が提言されたことを受けて発足
- 学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育について調査・研究・検討
- 法教育研究会「報告書」作成（平成 16 年 11 月）
 - ・法教育の在り方、普及・発展の必要性をとりまとめ
 - ◇法教育＝法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育
 - ・目指すべき法教育の内容を具体化した 4 つの教材例（中学校 3 年生を対象）を作成

4 つの教材例

①ルールづくり

法やルールの基本となる考え方を学ぶ

②私法と消費者保護

契約を通して私的自治の考え方を学ぶ

③憲法の意義

憲法、立憲主義の意義を生活に関連付けて学ぶ

④司法

裁判が果たす役割を学ぶ

法教育の普及に向けた取組

【法教育推進協議会】（平成 17 年 5 月発足）

- 法と社会・経済・政治との関係を踏まえ、学校教育における法教育の位置付け等を検討
 - 学習指導要領との関係を調整
- 4教材に基づく授業の実践状況を踏まえ、教材の主題・内容の在り方、法教育実践のための関係者の連携の在り方を検討
- これまでに作成した教材
 - 法教育Q&A集（H19. 3）
 - 法教育DVD（H19. 3）
 - 裁判員制度を題材とした教材（H19. 2）

連携協力

○教材を使用した授業の実践（各地の小中学校）

○大学の教員養成における法教育に関する検討（大学院）

【小学校教材作成部会】

○小学生を対象とした法教育教材の作成

【私法分野教育検討部会】

○私法分野における法教育の在り方に関する検討